

## 松江地方裁判所委員会（第39回）議事概要

### 第1 日時

令和2年2月6日（木）午後1時30分から午後4時まで

### 第2 場所

松江地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）井場浩，江田弘，大野遼太，木村多美子，五島勲，  
高橋正太郎，手銭淳，中垣内健治（委員長），  
松本恵利子，三井田守，本村曉宏（五十音順敬称略）

（説明者）矢野民事首席書記官，藤井刑事首席書記官  
溝口総務課長，遠藤総務課長，東会計課長

（事務担当者）大橋事務局次長

（庶務）江角庶務係長

### 第4 テーマ

利用しやすい裁判所について（庁舎内の案内表示，呼出状の記載等について）

### 第5 議事

- 1 新任委員自己紹介
- 2 委員長選任
- 3 委員長代理指名
- 4 前回委員会のテーマについての報告
- 5 裁判所利用体験

（事例1） 庁舎入口（正面玄関，北側玄関及び東側通用口）から  
「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」に記載  
された法廷に行く。

(事例2) 庁舎入口(正面玄関, 北側玄関及び東側通用口)から  
「破産手続開始通知書」に記載された期日の場所に行く。

(事例3) 庁舎入口(正面玄関, 北側玄関及び東側通用口)から  
給料差押手続の担当窓口に行く。

6 庁舎見学

7 意見交換等

別紙のとおり

8 次回委員会のテーマ

民事調停手続の利用促進について

9 次回開催日時

追って指定

## 松江地方裁判所委員会

**委員長:**本日のテーマである「利用しやすい裁判所について（庁舎内の案内表示、呼出状の記載等について）」の意見交換を行いたいと思います。本委員会は、地方裁判所の運営につきまして、幅広い視野や多角的な視点をお持ちの有識者の皆様から、率直かつ建設的な御意見をいただくことで、法律家のみでは得られにくい国民の視点や考え方を把握し、この地方裁判所の運営を検討する際に反映させていくということを目的として設置されています。

先ほど、裁判所利用体験をしていただきましたので、これを踏まえ、庁舎内の案内表示について、わかりにくい点あるいは改善すべき点を意見交換した上で、呼出状の記載等についての意見交換を行いたいと思います。

まずは、庁舎内の案内表示について、利用頻度の高い検察官あるいは弁護士の観点から、お気づきの点はございましたでしょうか。

**委員:**私は検察官ですが、現在は、決裁業務が多く、法廷にはあまり来ることはありません。あまり来ない立場から見たときに、玄関ホールの庁舎案内図は比較的良好にできていると思いました。単に、部屋が書いてあるだけでなく、用向きについても書いてあり、これである程度リードされました。

一方、少しわかりにくかったのが、中央エレベーターホールの階段側にある案内図です。1階であれば1階の文字のところは濃くなっていますが、他の階がすごく薄くてわかりにくく、かえって気になりました。

**委員:**玄関ホールの庁舎案内図は、わかりやすいと思いました。中央エレベーターホールの階段側にある案内図は見え辛いと思います。

また、各階にあるエレベーターホールの正面の案内図については、エレベーターから降りた方はすぐわかりますが、階段を利用した方はわからないかなと思いました。

あとは、エレベーターホールの四隅に矢印で案内表示がありますが、庁舎が完成した当時、この表示に慣れるまで時間がかかりました。どちらに曲がった

らどちらに行くのか、曲がった先にまた違う矢印があるのが見えたりすることがあり、その点が、改めて気になりました。

もう一つ、授乳室を使いたい場合は、どこに言えばいいんだろうかと気になりました。窓口であれば、職員の方に聞けますが、調停で来ているときに、わかりやすい表示があつたらよいと思いました。

**遠藤総務課長:** 玄関ホールの案内カウンターの左奥に「家裁の受付に声をかけてください」との表示があります。

**東会計課長:** 授乳室の扉にも書いてあります。

**遠藤総務課長:** 今日、授乳室の扉が開けてありましたので、その表示が見えなかったものと思います。女子トイレが授乳室の左にありますので、女子トイレに行かれたらわかるかもしれませんが、女子トイレと授乳室は、奥まった所にありますので、手前で表示を見つけないと難しいかも知れません。

**委員:** 案内カウンターに守衛さんがいないので、向かいでお尋ねくださいということですが、これでスムーズにいらいますか。裁判所は、頻繁に来る場所ではないので、ここに誰かがいるかいないかでは、違うと思います。例えば午前中だけいらっしゃるとか、この頃にいらっしゃるとか決めるなどして、いらっしゃる方がいいかなと思います。

**矢野民事首席書記官:** 日頃から、その点は意識して、案内カウンター前に執務室がある簡裁の職員に指導しているところです。案内カウンターに「簡裁の受付に聞いてください」とあるので、玄関ホールの庁舎案内図を見るよりも簡裁の受付に来られる頻度が高いというのが実情です。民事や刑事では、大抵、警察や弁護士の方が利用されるので、簡裁受付に来られるのは、どちらかというところの方が多く、なかでも家裁が一番多いです。簡裁の窓口には、一日8人から10人近く来られます。利用者の多い家裁と簡裁の窓口は、1階にあります。

**委員:** 案内カウンターに「御用の方はこのボタンを押してください」としてボタンを設置し、ボタンが押されたら職員がそこに行って用件を聞くというのは、ど

うかと思いました。

あと、玄関ホールの序舎案内図について、現在地が赤で表示されていますが、もう少し大きく表示されていたらいいと思いました。

**委員長:** 専属の案内係を配置できるのが一番いいのですが、国家公務員も、人員削減の流れから職員が色々な事務をこなさなければならないという事情があり、案内業務専属の職員を配置するのはなかなか困難な状況にあります。

ボタンで対応するシステムについては、予算の問題もあるため、検討させていただく必要がございます。

**委員:** 「給料差押手続をしたい」という事例3を体験しました。北玄関から入って、すぐ左手の壁に案内表示があり、各階の様子がわかり、部屋の名前がいくつかあったので、地裁民事受付であろうと思ってそこに向かいました。目的地には、普通にたどり着けました。

部屋の番号に色々な色がありましたが、色が何を意味しているのか疑問に思いました。この点の説明はなかったように思います。

**委員長:** 色で分けているのはわかったけれども、初めて見た人がその色分けの意味がわかるような表示になっているのかという御指摘ですね。

**委員:** 同じフロア内で色や数字が違うので、どんな違いがあるのかなと思いました。

**遠藤総務課長:** 色分けについては、地裁民事が赤、簡裁民事が黄色、刑事が緑、事務局が青で分けています。例えば、総務課だと、青い何番の部屋を探して行くとする、「青の何番はどこですか」と聞かれたら「青の何番はこちらですよ」と説明することになります。

**委員長:** 簡裁が黄色であれば、簡易裁判所と黄色で表示して、簡裁を全部黄色の番号をつけて塗るとか、家裁がピンクであれば家庭裁判所をピンクで表示した上でピンクを塗るとか、民事が赤ならば、民事部を赤で塗るというような御指摘ですかね。

**委員:** 玄関ホール庁舎案内図の下に、これがこういう色ですよという表示があってもよいと思います。

**委員長:** せっかく色分けしても見た人にわかりやすくなっていなければ、色分けしている意味も薄れてくると思われれます。検討させていただきます。

**矢野民事首席書記官:** 限られた施設で、刑事の部屋を民事が使うこともあります。総務課長が説明したように、青の何番の部屋はどこですかという考え方であれば、利用価値はあるのかなという気がします。

**委員:** 「破産手続開始通知書に記載された場所へ行く」という事例2を体験しました。東側通用口から入りましたが、破産関係は3階という案内板がありましたので、すぐわかりました。通用口の右側にあった案内図は少しわかりにくかったです。玄関ホールの庁舎案内図は非常によくわかったので、やはり3階だと迷わずに行けました。

事例1の「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」に添付されていた庁舎案内図について、駐車場の入口が表示されていた方がわかりやすいと思います。今日、車で来て、母衣郵便局側から裁判所の駐車場に入ろうとしましたが、門扉が閉まっていたので入れず、結局、敷地を一周して正面入口から入りました。

**委員長:** 御迷惑をおかけしました。駐車場の入口の表示がないので、どこから入っているのかわからないという御指摘ですね。

**委員:** どこからでも入れるかなと思ったのですが。

**委員:** 先ほども意見がありましたが、各階にある案内図は、自分のいる階は濃く表示されているけれど他の階の表示が薄いということが気になりました。デパートなどでも自分の行きたい場所はどの階なのかというのをきちんと知りたいので、その階に行かなくては見えにくいというのはどうかと思います。

あと、先ほど守衛さんの話が出ましたが、原告と被告が集まる場所だと考えると、セキュリティーはどうなっているのかなと思いました。事例1の呼出状

に「所持品検査を行う場合があります」と記載されていて、何か起こるとい  
うのはどうかとちょっと気になったのでお聞かせいただきたいです。

また、エレベーターのところに点字がありましたが、弱視の方はわからない  
のではないかと少し気になりました。私は、大抵、階段を利用するのですが、  
階段の踊り場にも各階案内のようなものがあると便利だと思いました。1階の  
玄関ホールで確認すればよいのかもしれませんが。

**委員長:**呼出状の記載等については、所持品検査についても含めて、のちほど回答  
させていただきます。点字表示がどこにあるのかわかりにくいという御指摘で  
すが、この点はどうか。

**遠藤総務課長:**私が把握している点字表示は、階段の手すりと、エレベーターの上  
下ボタンの上にあります。

**委員:**階段の手すりまで行くのに、誘導できるものはないですね。

**遠藤総務課長:**点字ブロックが、正面玄関の足元にあります。

**委員:**点字のところまでありましたか。ないと思います。

**矢野民事首席書記官:**簡裁の入口までしかありませんよね。簡裁の入口まで誘導し  
て、簡裁の職員が対応するかたちになっています。

**委員:**だから、そこでお尋ねくださいというふうになるわけですね。わかりました。

**東会計課長:**守衛がいなくなったときに、カウンターに向かって付いていた点字ブ  
ロックを張り替えて、簡裁まで案内するようにしました。その後は簡裁の職員  
が誘導するかたちになっております。

**委員長:**階段利用者のために、踊り場にも案内表示があった方が望ましいのではな  
いかという御指摘についても、検討したいと思います。

**委員:**「給料差押手続きをしたい」という事例3を体験しました。事前に説明を受け  
ていたので、ある程度の検討が付きましたが、何も聞かずに裁判所に来たら、  
誰かに聞かなければわからないと思います。私くらいであれば尋ねますが、お  
年寄りや身体が不自由な方は大変だと思います。

また、体調が悪くなったときに誰がみるのか、そういう気遣いは必要なのではないかなと感じました。

庁舎案内図はわかりやすくいいと思います。「何階の何番です」と言っていたくと、あそこに行けばいいんだとわかりやすいと思います。ただ、案内図の現在地はわかりにくくて、現在地がどこかかなり探しました。

表示とは少し違いますが、面談室と調停室は、絵が飾ってあり、すごく和んでいいなと思いました。逆に、授乳室は、何もなかったのも、そうでなくても裁判所に行くのは緊張してしまうので、何かあった方がいいのではないかと思います。授乳室の椅子がピンクだったのは、いいなと思いました。

**委員長:** 庁舎が新営されてかなり広い空間になったために、体調が悪くなったときに周りが気づきにくいという御指摘についてはいかがですか。

**矢野民事首席書記官:** エレベーターホールも広いですので、体調が悪くなられたときに職員がすぐ気づくかと言われると難しいかも知れません。

**遠藤総務課長:** 先ほど発言いただいた呼出ボタンもないので、気づくのは難しいかも知れません。

**委員長:** A E Dの表示がわかりやすいかという問題もあるかも知れません。

**遠藤総務課長:** 今日、裁判所内の見学のため、各部屋の鍵を開けていたのですが、基本的に使わない部屋は施錠して入れない状態になっております。北側の廊下や南側の廊下は、もし気分が悪くなった方がいれば、職員が声をかけるとは思います。西側、東側の細い廊下はなかなか気づくことが難しいのではないかと、お話を伺って思いました。

**委員長:** A E Dの表示はどうですか。

**東会計課長:** 1階の玄関でございます。

**委員長:** 妥当かどうかという問題はあろうかと思いますが、今は、職員ができるだけ気づくなり、通りかかれた方に知らせていただくようなかたちで対応させていただいております。



次に、裁判所からお送りした呼出状等の記載についての意見交換に移らせていただきたいと思います。先ほど御指摘のありました所持品検査の点について、留意点や対応を簡単に御説明いただければと思います。

**矢野民事首席書記官:**全国的に裁判所構内で当事者同士による殺傷事件、傷害事件、暴行事件が何度か報道されています。危害行為が予想される事件については、一般の方にも安心して裁判所を利用していただくために「所持品検査を実施することがあります」と事前に伝えておかないと、なかなか当事者の方に御理解いただけないということもあろうかということから、呼出状に明記させていただいております。通常の民事事件ではさほど多くはないですが、調停事件やDV事件で実施することがあります。DV事件については、基本的に申立人と相手方を同時に呼ぶことはなく、裁判所も当事者の接触を極力避けるという方向で進めています。

しかし、裁判所で危害行為の可能性がある場合には、所持品検査を行うことになります。所持品検査をすることがあるということを事前に伝えておいた方がいいということで、危機管理という点からこのような表示をしております。

**委員:**不審者については、学校現場でも対応をすることがあります。それぞれの組織の状況があるので、一律に金属探知機を導入するというのはできないでしょうが、利用しやすくかつ安全にということになるとなかなか難しいのかなということを感じました。危険な状況が察知できるのなら、所持品検査をしますと告知してやればいいのかと思います。

**委員長:**「安全確保のために所持品検査等行う場合があります」と一行だけ書いてあると、不安になられるお気持ちも理解するところですが、所持品検査には御本人の同意が必要ですので、円滑に所持品検査を行えるよう定型的に文言を記載しているところではあります。本当にそういう危険がある場合は、いきなり所持品検査をするのみでなく、各当事者にも連絡するなどして、担当裁判官の判断も仰いだ上で、裁判所全体として、当事者の安全を確保するために個別に配慮させ

ていただく措置を取っております。事案ごとに個別対応することになります。

**委員:**事例1の「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」について「答弁書を提出してください」ということですが、裁判所で直接手渡しということでしょうか。郵送でもいいのか、どこかに書いてありますでしょうか。

**委員長:**提出方法についての説明がないということですね。

**矢野民事首席書記官:**御指摘のとおりです。今後検討させていただきます。

**委員:**法律用語が専門的で難しいということがあります。新聞社でも裁判の原稿を若い記者が書いてくるのですか、とにかくわかりやすく、何を意味しているのか、かみ砕いて書くように指導しています。わかりにくい言葉や、新しい言葉、読んでいて何だろうかなと思う言葉を別の記事をつけて説明するようなこともしております。

呼出状について理解できる人がどれくらいおられるのかという気もしますし、例えば、あなたにこういう裁判が起こされていますよというような説明文や一つ一つの言葉をもう少しわかりやすくした方がいいのかなと思います。

**委員長:**例えば、不利な判決を受ける可能性が高まりますので、答弁書を出さなかったらどうなるのかとか、連絡もせずに行かなかったらどうなるのかというのは、太字で注意喚起しているところです。裁判所に出て来て、色々言ってもらえば、裁判官もできるだけかみ砕いて説明しつつ、言い分を聴取させていただきますが、難しくてわからないから放っておいて行かないということになってしまうのが一番危険なものですから。太字で注意喚起を促しているところでございます。

**委員:**そもそも答弁書や口頭弁論というのは何なのかという一般的な説明があった方がよいのではないのでしょうか。

**委員長:**手続きの流れなど、もう少し説明があった方がよいのではないかということについては、検討させていただきたいと思います。

**委員:**今の意見に全く同感です。呼出状については、例えば「原告から訴状が提出

されました」という記載に「あなたは原告によって裁判を起こされた立場なのですよ」ということが込められているというのはわかりますが、それもよくわからずに相談に来られる依頼者もよくいらっしゃるかなと思います。

「訴状を送達しますので」というのは、「送達」は一つの用語になると思うのですが、個別の用語がもう少しかみ砕いてあるとわかりやすいのかなと思いました。答弁書が何かという説明もなしに、「下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください」という記載になっていますが、例えば「答弁書（あなたの言い分を記載した書面）を下記期限までに提出してください」と記載してあるといいと思います。思っている以上に一般の方にはわかりにくいということを感じるのは、法律相談の場面でも経験することです。もちろん、それを説明するのは自分の仕事だと思っていますが、このような指摘を聞くと、やはりそうなのかなと思いました。

私は「破産手続開始通知書に記載された場所に行く」という事例2を体験しましたが、矢印の案内板もあったのでたどり着けました。ただ、案内表示にあった「債権者集会」と「免責審尋会場」という言葉は、破産手続開始通知書には出てきていませんでした。正確な表現としては「財産状況報告集会・債権調査・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日」となっていて、これは、債権者集会、免責審尋会場に行くことでよいのかと思いました。気の弱い人であれば、3階の中会議室は他にないよなと考えながら、行くこともあるかなと思いますので、「債権者集会会場」というような記載があれば、気の小さい一般債権者の方も自信を持って行けるかなと思いました。

**委員：**「給料差押手続をしたい」という事例3を体験しました。東側通用口から入りましたが、どうしようかと考えながら、家裁の部屋に入って「差押えをしたいのですけど」と言ったところ、そのまま職員の方が一緒に案内してくださいました。今日、こういうことがあるからとかではないと思いますが大変良かったと思います。お年を召した方や看板を見るよりも人に聞いた方が早いと思う

方も当然いらっしゃるでしょうし、職員の意識が高いなと思い、当庁も参考に  
させていただきたいと思います。

以 上